

新型コロナウイルス感染症の影響によりお困りの方への 市営住宅家賃減免、徴収猶予及び市営住宅の提供について

市営住宅家賃のご相談について

市営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響による**解雇や離職等**により、収入が著しく減少したため、市営住宅の家賃のお支払いについてお困りの方に対して、家賃の減免や徴収猶予等の負担軽減措置が適用できる場合があります。

1 対象者

(1) 家賃の減免

ア 収入階層1の世帯(低収入減免)

収入が著しく低い世帯や生計を維持する入居者の死亡、転出、失業などの理由により、一時的に家賃の支払いが困難になった世帯

イ 収入階層2～8の世帯(特別減免)

退職、転職等の理由により現在の収入が減少し、収入階層に変更が生じる世帯

家賃の減額は申請受理後、翌月から適用となります。また収入等の状況により減免とならない場合もあります。

(2) 家賃の徴収猶予

ア 要件(以下の全ての条件を満たすことが必要です。)

- ・低収入減免((1)ア)の要件を備える世帯
- ・一時的に家賃等を納入することが困難であって、6箇月以内に納入の能力が回復すると認められる

家賃の徴収猶予期間は家賃等の納入期日から6箇月以内とし、猶予期間が経過したときは、当該徴収猶予された家賃等を納入していただかないといけません。納入方法については別途、ご相談ください。

お住まいにお困りの方への市営住宅の提供について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、経済情勢の急激な変動が続いているところです。その影響により、雇止め等により社員寮等を退去したなど、お住まいにお困りの方に、一時的に使用していただけるよう、市営住宅を提供いたします。

1 受入対象者

現下の厳しい経済状況を受け、雇止め、企業倒産等により、住居の退去を余儀なくされた方

○要件(以下の全ての条件を満たすことが必要です)

- ・京都市内に住所又は雇止め前・予定の勤務先があること
- ・雇用先からの雇止め、企業倒産に伴い、住居から退去を余儀なくされた者であること
- ・申込者及び同居する親族が暴力団員でないこと

2 提供住戸

向島市営住宅(京都市伏見区)など20戸程度 (状況により、追加で提供することがあります。)

3 家賃等

家賃については、所得水準第1分位での家賃とします。また、住戸の光熱水費及び共益費もご負担いただきます。家賃月額、住宅により変動はありますが23,000円程度となります。

4 一時使用期間

許可を受けた日から最長1年

※ やむをえない理由がある場合は、さらに1年間に限り更新可。

※ 京都市市営住宅条例で定める入居者資格要件に該当している場合は、入居したまま、市営住宅の一般公募に応募することができます。

5 申込時に必要なもの

(1) 証明書類

ア 社員寮、社宅等雇用先が賃貸していた住宅から退去を余儀なくされた場合

・解雇通知、寮・社宅からの退去通知等

イ 住宅手当等により居住可能であった住宅から退去を余儀なくされた場合

・解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等

ウ 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住宅から退去を余儀なくされた場合

・解雇通知、失業等給付の申請書(離職理由等)、賃貸住宅の契約書等

(2) 自動車運転免許証等の本人確認書類

(3) 印鑑

ご相談・お問い合わせは新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、電話にてお受けしますので、下記へご連絡ください。

家賃のご相談・住宅提供の問い合わせ

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町 561-10

京都市住宅供給公社 業務課

☎075-223-2701(繋がりにくい場合は075-223-2702へ)

受付時間 平日の9時から17時まで(年末年始を除きます)